

磐田市子ども読書活動推進計画（第3次）

【平成28年度～平成32年度】



磐田市教育委員会

はじめに

「子育て、教育なら磐田」。これは、本市が掲げる市民の皆様と共に目指す、まちづくりの大きな目標です。

本市の未来をひらく礎となる基本理念“磐田市教育大綱”は、市民誰もが進むべき道を示した“「磐田の教育」道しるべ”と、子どもたちの成長を育む“磐田市こども憲章”を基にして、平成 27 年 8 月に定められました。

教育大綱の 6 つの基本理念のもと、子どもたちの「生きる力」を育成するため、学校・地域・家庭との連携によって、あらゆる方向から取組みを進める必要があります。

その中でも子どもの読書活動は、子どもたちが未知の事柄への興味関心を高めることや、思考力・判断力・表現力を養う上で果たす役割はきわめて重要であり、人生を心豊かに生きる上で欠かすことのできないものとして、社会全体で推進を図る必要があります。

国では、平成 13 年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布し、計画的に子どもの読書活動を推進しています。本市においても、国の計画と静岡県が策定した「静岡県子ども読書活動推進計画」を受け、平成 18 年度に「磐田市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 23 年度策定の第 2 次計画の計画期間終了の平成 27 年度まで、継続して子どもの読書活動を推進してきました。

このたび、これまでの取組みで得られた成果と課題を踏まえ、「第 3 次磐田市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

これから、この計画に基づき、子どもたちが読書に親しむことができる環境づくりに努め、学校・地域・家庭が連携し市民の皆様とともに「子育て、教育なら磐田」のまちづくりに向け、子どもの読書活動を推進させる施策を展開してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 8 月

磐田市教育長
村松 啓至

目次

第1章 基本的な考え方	1
1. 目的と背景	
2. 計画の期間	
3. 計画の対象	
4. 計画の基本方針	
第2章 推進のための施策	3
1. 家庭における子どもの読書活動の推進	3
2. 地域における子どもの読書活動の推進	4
(1) 図書館における活動の推進	4
(2) 交流センターや子育て支援センターにおける活動の推進	6
3. 学校等における活動の推進	7
(1) 幼稚園・保育園・こども園における活動の推進	7
(2) 学校における活動の推進	8
第3章 計画の推進体制	10
取組み及び数値目標	12
資料	13

第1章 基本的な考え方

1. 目的と背景

子どもが、自ら考え、行動し、心豊かに成長していくためには、さまざまな力を身に付けていく必要があります。これらの「生きる力」を育む上で有効な手段の一つが読書活動です。

しかし、近年では情報通信技術と機器の発達によって、読書よりも刺激の強いメディアに囲まれながら子どもたちは生活し、これにより、コミュニケーション能力や感情を抑制する力が未成熟な若年者が増加しているといわれています。

国では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）を制定し、基本的な理念を始め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、平成25年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第三次基本計画」）を定め、子どもの読書活動を推進しています。

静岡県では、平成16年に「静岡県子ども読書活動推進計画」を策定した後、平成23年策定の「第二次計画」、平成26年策定の「第二次中期計画」と継続して子どもの読書活動を推進しています。

磐田市では、平成18年に「磐田市子ども読書活動推進計画」、平成23年には「磐田市子ども読書活動推進計画」（第2次計画）を策定し、子どもの読書活動を継続的に推進してきました。

これまで各施策を進める中で得られた成果と新たな課題とともに、磐田市教育大綱、「磐田の教育」道しるべ、及び磐田市子ども憲章の理念を踏まえ、本市の子どもの読書活動推進のため、新たな「磐田市子ども読書活動推進計画」（第3次計画）を策定します。

2. 計画期間と実施の考え方

この推進計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間に取り組むべき施策を示しています。

なお、本計画に基づく施策の実施にあたり、関係機関は適宜協議し、必要に応じて見直しを行うものとします。

3. 計画の対象

この推進計画はおおむね18歳以下の子どもと、その保護者をはじめ、子どもの読書活動の推進にかかわる市民と行政関係者などを対象とします。

4. 計画の基本方針

“「磐田の教育」道しるべ”は、子どもの「生きる力」を育むことを目指し、その実現のため、子どもの成長を支える「地域力」をさらに活用することを基本方針の一つと定め、読書活動を推進しています。

また、“磐田市こども憲章”でも「本を読もう、読み聞かそう」と定め、子どもと保護者がともに本に触れ親しむことを目指しています。

これらを基に制定された“磐田市教育大綱”の六つの理念的な言葉も踏まえ、子どもたちが未知の事柄への興味関心を高めるとともに、思考力・判断力・表現力を養い、豊かな人間性を醸成することを目的として、次の基本方針を定め、家庭・地域・学校等の社会全体で子どもの読書活動推進に取組みます。

子どもが読書に親しむ機会を提供します

子どもの読書環境の整備と充実に努めます

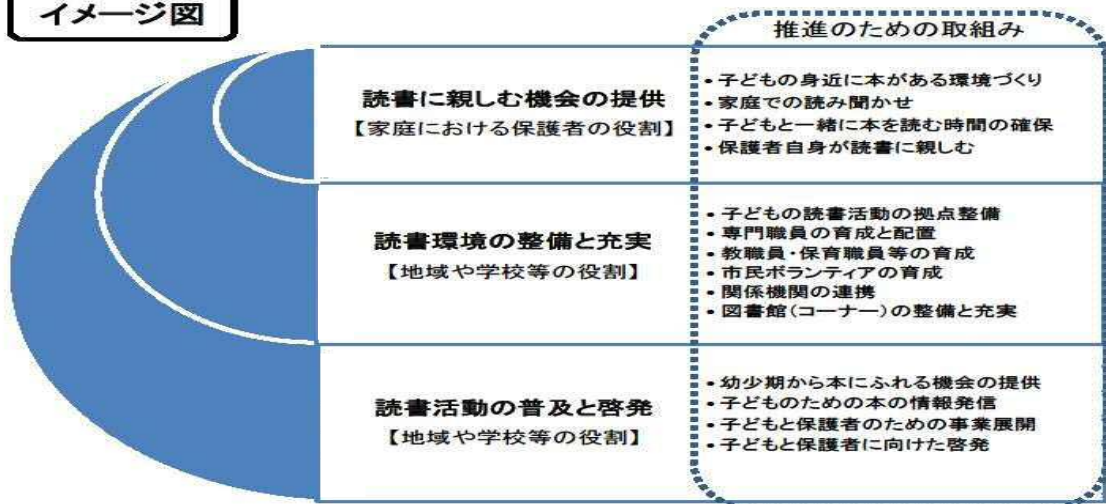
子どもの読書活動の普及と啓発を進めます

これらの基本方針に基づいた取組みを進め、子どもの自主的な読書活動の達成目標として、次の目標を掲げます。

本を読むことが好きだと答える児童・生徒の割合
80%以上を目指します

※全国学力・学習状況調査（小学校6年生及び中学校3年生）の児童生徒質問紙の設問、「読書は好きですか」に対する回答から。

イメージ図



第2章 推進のための施策

1. 家庭における読書活動の推進

子どもが本にふれるきっかけや読書習慣は、日常生活の中で育まれます。保護者自身が読書への理解を深め、子どもに読み聞かせをすることや、一緒に本を読む時間を持つこと、子どもの身近に本がある生活に配慮することなどで、子どもは読書を日常的で自然なものと捉え、本に親しむようになります。

【現状及び課題】

- 日常生活におけるテレビやDVD、インターネットやゲーム機等の浸透や、子どもたちの習い事やスポーツ活動も盛んであることから、子どもがじっくりと読書できる時間の確保が難しくなっています。
- 保護者の就労環境が多様化し、家族がそれぞれに過ごす時間が増えたため、親子で一緒に本に親しむ時間が減少しています。
- 読書を習慣とする保護者が減少し、子どものための本のある生活環境づくりや、子どもの読書活動への関心が低くなっています。

【推進のための取組み】

子どもの読書活動の推進には、子ども自身だけでなく、保護者も共に読書に対する意識を高め、配慮する必要があります。関係する機関や団体は互いに連携し、家庭での読書活動を支援するとともに、啓発活動に取り組めます。

- ① 家庭では、子どもの身近に本がある環境づくりに努めます。
- ② 家庭では、読み聞かせや保護者が一緒に本を読む時間をつくれます。
- ③ 保護者自身が本に親しみ、読書の楽しさを子どもと分かち合います。



2. 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが身近なところで読書ができる環境を整備する必要があります。

市立図書館を始め、交流センターや子育て支援センターは、幼稚園や保育園、子ども園や学校などの外で、本に出会い、読書に親しむことのできる、子どもたちにとって身近な場所です。

特に市立図書館は拠点施設として、子どもたちが豊富な蔵書から好きな本を選ぶことが出来るだけでなく、本についての相談を受け、アドバイスのできる図書館司書を配置し、子どものための本と情報を求める利用者の誰もが利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

(1) 図書館における活動の推進

【現状及び課題】

- 情報機器の普及・浸透によって、誰もが容易に情報を得られるようになり、子どもたちが図書館を訪れる機会が減少しています。
- 市立図書館の各館は、地区ごとに学校や幼稚園等と連携し、子ども読書活動の推進を進めていますが、全市的に網羅し統括する拠点の整備が必要です。
- 子どもたちが郷土のことを知り、さまざまな知識を身に付けるための図書館資料を一層充実していく必要があります。
- 子どもにとって適切な図書を選択することや、保護者への指導や助言を行うため、知識や技術を身に付けた図書館司書を確保する必要があります。
- 子どもの読書活動を推進するため、読み聞かせを始めとする市民ボランティアの育成と活動促進のための支援が必要です。

【推進のための取組み】

子どもと保護者の読書活動を推進するため、誰もが気軽に訪れることの出来る図書館環境と資料整備、人材の育成に取り組みます。

- ① 子どもの読書活動の拠点施設整備を進めます。
- ② 図書館司書を適切に配置し、知識と経験を深めるための育成を行います。
- ③ 子どもが幼少期から本にふれる機会を設けます。

- ④ 子どものための本の情報を提供します。
- ⑤ 市民ボランティアの育成と活動の支援を行います。
- ⑥ 関係機関や学校、交流センターとの連携を深めます。

主な実施事業

- ・（仮称）子ども図書館*1 の設置
- ・ブックスタート*2 の実施
- ・図書ボランティア養成講座の実施
- ・子どもの読書に関する講座の実施
- ・子どもに読ませたい図書情報の提供
- ・子どもと保護者を対象としたおはなし会の実施
- ・団体貸出しの実施
- ・外国籍の子どもたちや、障がいのある子どもたちの利用を促進するため、関連機関との連携強化と情報収集を実施



*1（仮称）子ども図書館：子どもたちと保護者のための図書と子育てに関する相談窓口を備えた図書館。
*2 ブックスタート：絵本を通じた親子のふれあいを育む事業。本市では離乳食教室と共に実施。

(2) 交流センターと子育て支援センターにおける活動の推進

【現状及び課題】

- 交流センターと子育て支援センターは、図書コーナーを設置し、子どもたちが気軽に読書を楽しめる場を設けていますが、図書配置スペースや蔵書のジャンルの中で、施設ごとの違いが大きいため、今後の検討が必要です。
- 子どもの図書に関する専門的な知識や経験のある職員の配置が困難なため、市立図書館との連携が必要です。
- 利用する保護者や市民の有志が協力し、子どもたちへの読み聞かせを行っていますが、知識と経験を兼ね備えた市民ボランティア団体や図書館司書の支援が必要です。

【推進のための取組み】

- ① 子どもと保護者への読書活動の啓発に取り組みます。
- ② 図書館と連携し、子どものための図書の充実を図ります。
- ③ 図書館と連携し、子どもと保護者のためのおはなし会や読み聞かせ、講座等を開催します。

主な実施事業

- ・ 子どもと保護者を対象としたおはなし会の実施
- ・ 子どもに読ませたい図書情報の提供
- ・ 図書コーナーの充実に向け、市立図書館との意見交換を実施

3. 学校等における活動の推進

子どもの読書習慣を形成する上で、幼稚園や保育園、こども園、そして学校は大きな役割を担っています。

子どもが生涯にわたって読書に親しむ習慣を形成するため、子どもの読書活動を継続的に支援し、読書の量を増やすだけでなく、質を高めていけるよう指導を充実していくことと、保護者の子どもの読書活動に対する意識が高まるよう、継続した啓発が必要です。

(1) 幼稚園・保育園・こども園における活動の推進

乳幼児期は、子どもが読書の楽しさを知ることや、読書が習慣化するきっかけとなる大切な時期であり、保護者にもその大切さを知ってもらう時期です。

この時期の子どもへの読み聞かせは、子どもの情緒の安定や心豊かな成長を促すとともに、絵本を介して子ども同士や、子どもと保育者、子どもと保護者など、それぞれの関係性も深まります。

【現状及び課題】

- 子どもたちが、友達と一緒に好きな絵本を楽しむ環境を整え、絵本の貸出しも行っています。子どもたちが小学校に進んだ後も、家庭で本にふれる生活ができるよう、保護者に向けた継続的な啓発に取り組む必要があります。
- 保育の場では、保護者やボランティアなど、様々な人々の協力を得て計画的に絵本の読み聞かせを実施していますが、職員自身が本に対する知識を深め、読み聞かせの技術を習得していくことが必要です。

【推進のための取組み】

- ① 子どもたちが幅広い知識を得られるよう、子どもたちの年齢に合わせ、季節や行事など幅広い事象を踏まえ、読み聞かせする図書を吟味します。
- ② 子どもたちが絵本に親しみやすく、借りやすいよう、配置場所の整備や図書の充実を図ります。
- ③ 絵本に対する知識と読み聞かせ技術の向上を目指し、職員研修による人材育成を進めます。
- ④ 様々な場を活用し、保護者への啓発活動に取り組めます。

主な実施事業

- 絵本や読書に関する講座（家庭教育関連講座）の実施
- 子どもと保護者を対象としたおはなし会の実施
- 図書コーナーの充実に向け、市立図書館との意見交換を実施
- 保育者の育成のため研修を実施

（２）学校における活動の推進

【現状及び課題】

- 全小中学校で読書の時間を設け、子どもたちが習慣的に本を読む機会を作るとともに、各教科等においても、目的に応じた図書を選んで読む活動を進めています。
- 全国学力・学習状況調査において、「読書が好きである」と回答した小学校6年生の割合が下降傾向となっています。
- 学校司書の配置を充実するとともに、資質向上を図る必要があります。
- 国語の並行読書や、調べ学習のための図書を確保するため、市立図書館と連携し検討を進める必要があります。

【推進のための取組み】

- ① 学校における読書活動の実践状況を把握し、主体的な取組みや工夫された取組みについて、他の学校への情報提供や共有化を支援し、読書活動の充実を図ります。
- ② 磐田市が進める小中一貫教育の各学府（10 中学校区）に1名の学校司書を配置するとともに、資質向上に向けた育成を進め、義務教育9ヶ年を見通した児童生徒の読書活動及び学校図書館の環境整備を進めます。
- ③ 学校における市立図書館資料の活用について、必要な図書の確保と効率的な利用方法の検討を進め、児童生徒の読書活動を推進します。
- ④ 学校司書の資質向上を図ります。

主な実施事業

- 学校図書館活用授業年間計画の作成
- 読書指導年間計画の作成
- 小中学校での朝読書を継続実施
- 学校ごとの必読図書及び推薦図書の選定
- 保護者や地域のボランティアの協力を仰ぎ、読み聞かせを実施
- 保護者向け「学力向上リーフレット」の配布
- 市立図書館や保護者と連携し、茶の間ひととき読書運動を実施
- 必要な図書の確保に向けた検討を実施
- 情報収集と意見交換の場として学校及び図書館連絡会を実施
- 学校司書の育成のため研修を実施



第3章 計画の推進体制

子どもの読書活動の推進は、子どもを取り巻く、家庭、地域、学校等がそれぞれの中で継続的に取り組む必要があります。

また、子どもと保護者がともに読書に親しむことができるよう、関係機関や団体、学校などが連携し、社会全体で支援する体制整備が必要です。

【現状及び課題】

- 関係する機関や施設では、永年にわたり各地域で取り組まれてきた支援策や手順などを継承し、子どもの読書活動を推進してきました。このため、地域の実情に合っている反面で縦割りの支援体制となっています。今後は全市的な統括体制が必要です。
- 学校図書館の蔵書が不十分な状況であり、充実に向けた関係機関の連携が必要です。
- 子どもの読書の量を増やすことのみならず、読書の幅を広げ、読書の質を高めるため、関係機関の連携が必要です。

【推進のための取組み】

- ① 子ども読書の推進のため、拠点整備を進めます。
- ② 関係機関は連携して、知識と経験を有する人材の確保と育成を進めます。
- ③ 関係機関は互いに連携し、子どもと保護者への啓発に取り組みます。
- ④ 関係機関と施設は、ボランティアの育成と連携強化を進めます。

主な実施事業

- ・（仮称）子ども図書館の設置（再掲）
- ・ 茶の間ひととき読書運動*³の推進
- ・ 学校及び図書館連絡会の実施と専門職員の育成
- ・ 小学1年生の市立図書館利用者カード作成事業
- ・ 幼稚園、保育園、こども園、小中学校、高校への利用案内の配布
- ・ 学校図書館支援センター設置の検討

*³ 茶の間ひととき読書運動：小学校3年生の児童とその保護者を対象とした読書活動啓発事業。

本計画に掲げられた各種の施策は、関係各部門が連携し推進していきます。

関連機関

- 総務部自治振興課
- 市民部市民活動推進課
- 健康福祉部健康増進課
- こども部子育て支援課
- 子ども部幼稚園保育園課
- 教育部教育総務課
- 教育部学校教育課
- 市立図書館5館
- 保育園、子育て支援施設38施設
- 幼稚園施設22施設
- 小学校22校
- 中学校10校
- 交流センター22施設

取組み及び数値目標

本計画に基づき取組みを進める上で、以下の数値目標を設定する。

項目	H27 年度 (実績値)	H32 年度 (目標値)	県の目標値 (H29)
本を読むことが好きだと答える 児童・生徒の割合	小学校 69.7% 中学校 72.3%	小学校 80% 中学校 80%	80%
市立図書館の児童図書蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人当たり)	13.6冊	15冊	9冊以上
市立図書館の児童図書年間貸出数 (12歳以下の子ども1人あたり)	27.8冊	28冊	20冊以上
ブックスタート事業への参加率	79.1%	80%	
小学校・中学校の1ヶ月 目標読書冊数	小学校低学年 16.6冊 // 中学年 11.6冊 // 高学年 4.8冊 小学生 平均 11冊 中学生 4.3冊	小学校低学年 17冊 // 中学年 12冊 // 高学年 5冊 小学生 平均 11.3冊 中学生 5冊	小学生 8冊以上 中学生 4冊以上
図書標準の達成学校数の割合	小学校 68.2% 中学校 10%	小学校 80% 中学校 50%	80%

参考資料 1

市立図書館の現状

1. 資料の所蔵状況

平成 28 年 3 月末現在

資料名	中央	福田	竜洋	豊田	豊岡	計
一般書	222,443	62,145	69,937	77,415	34,688	476,628
児童書	112,607	34,940	45,431	56,004	24,334	273,316
郷土資料	35,415	5,242	6,029	10,081	1,856	58,623
参考書	9,607	1,532	2,372	3,241	208	16,960
雑誌	13,690	1,586	2,060	6,357	2,714	26,407
図書合計	403,762	105,445	125,829	153,098	63,800	851,934
レコード	858	0	0	0	0	859
カセット	1,114	0	0	108	0	1,222
CD	4,413	2,286	4,785	2,243	2	13,729
ビデオ	1,402	1,254	1,549	1,385	1,005	6,595
LD	0	0	0	82	0	82
DVD	455	727	1,120	1,212	368	3,882
CD-ROM	0	0	0	0	0	0
AV資料合計	8,242	4,267	7,454	5,030	1,376	26,369

合計	412,004	109,712	133,283	158,128	65,176	878,303
----	---------	---------	---------	---------	--------	---------

2. 利用状況

平成 28 年 3 月末現在

種別	0～6 歳	7～12 歳	13～15 歳	16～18 歳	18 歳以上	計
登録者数	2,422	9,296	4,565	4,021	62,191	82,495
貸出点数	114,150	234,403	26,189	8,154	941,785	1,324,681

参考資料2

子どもの読書活動の推進に関する法律

[平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号]

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

磐田市子ども読書活動推進計画（第3次）

編集 磐田市立中央図書館

発行 平成28年8月

発行者 磐田市教育委員会

〒438-8650 磐田市国府台3番地1